

木造住宅耐震化緊急啓発事業（相談業務）委託仕様書

1 業務の目的

能登半島地震による被害状況を受けて、住宅の耐震化に不安を持つ県民が増加していること、また本県においても南海トラフ地震の発生による甚大な被害が想定されているにも関わらず、住宅の耐震化が進んでいないことから、耐震性に不安のある住宅の所有者等が耐震化への取組についてワンストップで相談できる体制を整備し、ニーズに応じた情報提供を行う。

2 委託業務名

木造住宅耐震化緊急啓発事業（相談業務）

3 委託期間

契約締結の日から 令和6年12月20日（金）まで

4 業務委託の内容

下記業務内容を標準とする。ただし、その他木造住宅の耐震化促進に寄与する取組があれば、県と協議の上、一部業務内容の変更をすることがある。

(1) 住宅の耐震化に関する相談対応

- ① 電話やメール等による相談受付
- ② 相談内容に応じた関係機関との調整
- ③ 相談者が耐震化に取り組むための課題整理と課題に応じた方策の提案
- ④ 市町村補助事業の説明や手続きに係る案内

(2) アドバイザーの派遣

- ① 上記（1）を経て、希望する者へのアドバイザー（宮崎県木造住宅耐震診断士）を派遣
- ② 派遣されたアドバイザーからの業務報告のとりまとめ

(3) 月報の作成、提出

上記(1)及び(2)の業務実績について、当月分をまとめ、相談記録を添えて翌月10日までに報告すること。

5 委託料

10,016,320円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 成果品等

報告書 2部（印刷したもの1部、電子媒体1部）

7 その他留意事項

(1) 守秘義務

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

(2) **業務責任者の配置**

委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めることとする。
また、業務遂行体制を明らかにするものとする。

(3) **契約変更**

上記4(2)アドバイザーの派遣は220件を基本とする。ただし、件数に増減が生じる場合は協議のうえ、契約変更を行うこととする。

(4) **疑義に関する協議**

本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、県と協議すること。

8 経費

本業務に関する経費については、全て受託者の負担とする。

9 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県県土整備部建築住宅課

10 著作権

本業務の成果品の著作権は、県に帰属するものとする。